

後期高齢者の方を対象に

平成20年度から新しい医療制度が始まります

現在、75歳（一定の障害がある人は65歳）以上の人は国民健康保険や健康保険等に加入しながら、「老人保健制度」で医療を受けていましたが、この老人保健制度は平成19年度で廃止され、平成20年4月からは新しく創設される「後期高齢者医療制度」で医療を受けることになります。

○なぜ「後期高齢者医療」なの？

わが国では、だれもが安心して医療を受けることができる医療制度が実現し、世界最長の平均寿命や高い医療・保健水準を達成してきました。

しかしながら、急速な少子高齢化の進行、経済低成長への移行、国民生活や意識の変化に直面しており、国民皆保険制度を堅持し、医療制度を将来にわたり維持可能なものとしていくためには、その抜本的な改革が必要となっていました。

○伸び続ける医療費

国民医療費は平成16年度で約32兆円。年間1兆円ずつ伸びる傾向にあり、その伸び率は国民所得の伸び率を上回っています。この大きな要因となっているのが、高齢者の医療費です。1人当たりの医療費で見ると、75歳未満は年間約20万円であるのに対し、75歳以上は年間約82万円と約4倍の開きがあります。

高齢化が進むにつれ、今後も高齢者の医療費が国民医療費に占める割合は増加し、平成37年度においては半分程度を占めるようになる予想されています。

○負担の明確な制度へ

増大する医療費を賄っていくためには、費用負担者である国民の理解と協力が不可欠です。このためには、現役世代、高齢者世代を通じて負担が明確な制度でなければなりません。

このようなねらいから新しい「後期高齢者医療制度」が創設されることになりました。

○後期高齢者医療制度運営のしくみ

後期高齢者医療制度では、後期高齢者医療に係る費用のうち、医療機関で支払う自己負担を除いた分を、公費（国・県・市町村）が5割を負担、現役世代から支援（後期高齢者支援金）若年者の保険料（後期高齢者支援金）若年者の保険料）が4割を負担し、残りの1割を後期高齢者のみなさんからの保険料で賄うこととなっています。

